

## 「体育・スポーツ経営学研究」論文審査に関する申し合わせ

日本体育・スポーツ経営学会編集委員会

### 1. 新規投稿論文に対する審査

- 1) 新規投稿論文に対して、編集委員長は、以下のような手続きをとる。
  - (1) 新規投稿論文に対する担当編集委員を編集委員会の中から1名選出する。
  - (2) 担当編集委員と相談しながら、全学会員の中から適当と思われる審査員を選び審査を依頼する。ただし、編集委員会が必要と認めた場合には非会員に審査を依頼することができる。
  - (3) 学士論文、修士論文及び博士論文の一部を投稿する場合は、当該大学等の機関リポジトリで全文が公表されていないことを確認する。
- 2) 論文の種類による審査員数は次の通りとする。
  - (1) 総説、原著論文、研究資料、調査・実践報告については、審査員2名
  - (2) 問題提起、書評、内外の研究動向については、審査員1名
  - (3) 編集委員会が特集等を企画し投稿を依頼した論文（以下「依頼論文」という）については、審査員2名とする。なお、この場合、編集委員に審査員を依頼することができる。
- 3) 審査員は「体育・スポーツ経営学研究」論文審査要領にしたがって論文を査読し、編集委員会に所定の「審査結果報告書」を提出しなければならない。  
判定は以下の通りとする。

A：誤字脱字等のケアレスミスがなく、修正の必要がなく、そのまま「掲載可」と判断されたもの

A'：ケアレスミス等を含めて一部修正をすれば「掲載可」と判断されたもの

B：掲載前に、ケアレスミスも含めて内容等の修正が必要と判断されたもの

C：論文の内容等に修正不可能な問題があり、掲載不可と判断されたもの

D：何らかの理由で審査が困難であると判断されたもの（審査不能）
- 4) D判定に対し、編集委員会は直ちに他の審査員を選び、査読を依頼する。
- 5) 編集委員会は、審査員の判定に基づき、原稿掲載の可否を以下のように決定する。
  - (1) 審査員が1名の場合（問題提起、書評、内外の研究動向）は、その判定に従う。
  - (2) 審査員2名の場合（総説、原著論文、研究資料、調査・実践報告）は次のようにする。
    - ① (A, A), (A, A'), (A', A') の場合「掲載可」
    - ② (A, B), (A', B), (B, B) の場合「修正再審査」
    - ③ (C, C) の場合「掲載不可」
    - ④ (A, C), (A', C), (B, C) の場合編集委員会は3人目の審査員を選び、審査を依頼し、3名の審査員の判定結果を併せて以下のようにする。

(A, C, A) の場合「掲載可」

(A, C, A') の場合「掲載可」

(A, C, B) の場合「修正再審査」

(A, C, C) の場合「掲載不可」

(A', C, A) の場合「掲載可」

(A', C, A') の場合「掲載可」

(A', C, B) の場合「修正再審査」

(A', C, C) の場合「掲載不可」

- (B, C, A) の場合「修正再審査」
- (B, C, A') の場合「修正再審査」
- (B, C, B) の場合「修正再審査」
- (B, C, C) の場合「掲載不可」

6) 編集委員会は審査結果を速やかに著者及び審査員に知らせる。

- (1) 「掲載可」及び「掲載不可」の場合は、担当編集委員が所見を作成し、編集委員会によるメール審議を行う。その審査結果及び全審査員の判定と審査結果報告書を投稿者に送付する（ただし、「掲載不可」の場合は、オリジナル論文も返送する）。特に、A' 判定が伴う「掲載可」論文については、その判定根拠となっている修正箇所が正しく訂正されているか否かについて、担当編集委員が作成する所見を通して編集委員会で確認する。
- (2) 「修正再審査」の場合は、全審査員の判定と審査結果報告書を投稿者に送付し、論文の修正・再提出を求める。この際、2名の審査員の意見が矛盾する、審査結果報告書として不適切な表現があるなど、審査結果報告書をそのまま投稿者に送付することに問題がある場合には、必要に応じて担当編集委員が審査員との調整を行う。調整期間は、原則として2週間とする。

## 2. 再提出論文に対する審査

- 1) 再提出論文はB判定の審査員が再度審査し、審査結果報告書を編集委員会へ提出する。原則的に2回目以降の審査では、新たな事柄の指摘及び修正要求をすることができない。
- 2) 再審査の結果により、以下の基準で審査結果を決定する。
  - (1) それまでの審査と合わせAないしA' が2つの場合「掲載可」、Cが2つの場合「掲載不可」とする。
  - (2) Cが初めて1つついた(A, C), (A', C) (B, C) の場合は、上記1-5) - (2) -④に従う。
  - (3) Bの場合は「修正再審査」とする。
- 3) 審査結果は、上記1-6) に従って投稿者に通知する。
- 4) 以下、繰り返される再提出に対しては同じ手順を繰り返す。ただし、3回目からの審査においては、編集委員会の判断を優先させることがある。

3. 査読期間は、3週間とする。ただし、特別の事情がある場合は、2週間の延長を認める。査読期間を超過した場合、編集委員会は速やかに新たな審査員を選び、査読を依頼する。

4. 再提出論文が、投稿規程15条の通り、審査結果報告書送付後4週間以内に提出されない場合は、投稿を取り下げたものとする。

5. 再査読の期間は2週間とする。

6. 依頼論文の審査にあたっては、上記の「1. 新規投稿論文に対する審査」及び「2. 再提出論文に対する審査」に従う。

7. 担当編集委員は、審査結果報告書に基づいて「所見」を作成し、編集委員長に提出しなければならない。

8. 編集委員長は、審査結果報告書と所見ならびに投稿論文（再提出論文を含む）を吟味し、メール審議を行う。メール審議の期間は、2週間とする。
9. 編集委員会がメール審議の段階において、当該論文の判定に対して何らかの問題（「今後の課題」や「研究の限界」の加筆を含む）があると判断した場合には、その問題の程度（一部問題あり、重大な問題ありなど）を十分検討した上で、編集委員長の承認の下、担当編集委員が審査員に照会した（説明し了承を得た）上で、編集委員会としての判断を下す場合がある。この際、編集委員会は、問題の程度と審査員への照会結果（問題の指摘に対する同意・不同意）に基づき、以下のように対応する。
  - 1) 審査員が1名の場合は、次のようにする。
    - （一部問題あり）・（同意）の場合、担当編集委員から直接、投稿者に論文の修正・再提出を求める。
    - （重大な問題あり）・（同意）の場合、「掲載不可」とする。問題の程度に関わらず（不同意）の場合、編集委員会のメール審議を再度行う。
  - 2) 審査員2名の場合は、次のようにする。
    - （一部問題あり）・（同意、同意）、もしくは（同意、不同意）の場合、担当編集委員から直接、投稿者に論文の修正・再提出を求める。
    - （重大な問題あり）・（同意、同意）、もしくは（同意、不同意）の場合、「掲載不可」とする。問題の程度に関わらず（不同意、不同意）の場合、編集委員会のメール審議を再度行う。

本申し合わせは平成27年3月19日から施行する。  
本申し合わせは平成28年8月31日から施行する。  
本申し合わせは平成30年3月18日から施行する。